

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 三六
- 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件 三六
- 道路の区域を変更する件二件 三六
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三六
- 一般競争入札を行う件を変更する件 三七〇

告 示

福島県告示第三百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十八年六月十四日から同年十月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年六月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ココカラファイン塩川上の台店 福島県喜多方市塩川町新江木字上の台九番地一
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ヤマダ電機
代表者の氏名 代表取締役 山田 昇

福島県告示第三百九十号

- 2 住所 群馬県高崎市栄町一番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ココカラファインヘルスケア
代表者の氏名 代表取締役 塚本 厚志
住所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目十七番六号イノテックビル
 - 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十九年二月四日
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千二百九十平方メートル
 - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 七十七台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 十五台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）面積 四十八平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）容量 十四立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（一）開店時刻 午前九時
（二）閉店時刻 午後十時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
数 二か所
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
 - 七 届出年月日
平成二十八年六月三日
- （「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）（附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十八年六月十四日から同年十月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年六月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ながぬまショッピングパーク 福島県須賀川市志茂字六角六十五番地
- 二 変更しようとする事項
 - 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 千八百六十二平方メートル
(変更後) 二千七百八十九平方メートル
 - 2 駐車場の収容台数
(変更前) 百九十一台
(変更後) 百三十台
 - 3 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 七十二台
(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 八十二台
 - 4 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 面積 四十八平方メートル
(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 面積 七十二平方メートル
 - 5 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 面積 二十七立法メートル
(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 面積 三十二立法メートル
 - 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前九時三十分から午後八時まで
(変更後) 午前七時から午前零時まで
 - 7 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前九時から午後八時三十分まで
(変更後) 午前六時三十分から午前零時三十分まで
- 三 変更しようとする年月日

平成二十九年二月一日
届出年月日
平成二十八年五月三十一日
届出をした者

協同組合ながぬまショッピングパーク
芙蓉総合リース株式会社
（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第三百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十八年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年六月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多方河東線	耶麻郡磐梯町大字赤枝 字西畑四六番地先から 同 郡同 町大字赤枝 字落合道一一四三番一 地先まで	変更前	七・一〇 三四・〇	一、二三九・六
	耶麻郡磐梯町大字赤枝 字西畑四六番地先から 同 郡同 町大字赤枝 字落合道一一四三番一 地先まで	変更後	A 七・一〇 三四・〇 B 一一・〇〇 二三・〇〇	一、〇六九・六

（道路計画課）

